

平成31年 No.21

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

センターの組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年 3 月25日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年 3 月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第11号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について、
別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （センター機構等） 第15条 <u>本学に，大学機能強化センター機構，現職教員支援センター機構，特定教育課題対応センター機構を置く。</u> <u>2 大学機能強化センター機構に，次のセンターを置く。</u> <u>(1) 次世代教育研究センター</u> <u>(2) 留学生センター</u> <u>(3) 保健管理センター</u> <u>(4) ICTセンター</u> <u>(5) 学生支援センター</u> <u>3 現職教員支援センター機構に，ESD／グローバル教育支援センターユニット及び次のセンターを置く。</u> <u>(1) ESD／グローバル教育支援センターユニット</u> <u>ア 環境教育研究センター</u> <u>イ 国際教育センター</u> <u>(2) 特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u> <u>(3) 理科教員高度支援センター</u> <u>4 特定教育課題対応センター機構に，次のセンターを置く。</u> <u>(1) 教育インキュベーションセンター</u> <u>(2) 教員養成開発連携センター</u> <u>5 第1項に規定するセンター機構，第2項から第4項に規定するセンター及びESD／グローバル教育支援センターユニットに関し必要な事項は，それぞれ別に定める。</u>	〔省略〕 （センター） 第15条 <u>本学に，次のセンターを置く。</u> <u>(1) 環境教育研究センター</u> <u>(2) 教育実践研究支援センター</u> <u>(3) 留学生センター</u> <u>(4) 国際教育センター</u> <u>(5) 教員養成カリキュラム開発研究センター</u> <u>(6) 保健管理センター</u> <u>(7) 情報処理センター</u> <u>(8) 理科教員高度支援センター</u> <u>(9) 学生支援センター</u> <u>(10) 教員養成開発連携センター</u> <u>2 前項第4号及び第5号のセンターは，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の2第1項に定める施設とする。</u> <u>3 第1項のセンターに関し必要な事項は，別に定める。</u>

[省略]

(附属図書館長)

第22条 附属図書館に館長を置く。

2 館長は、学長が任命する理事又は教授をもって充てる。

(センター機構長)

第22条の2 センター機構にセンター機構長を置く。

2 センター機構長は、学長が指名する理事又は教授をもって充てる。

(ユニット、センター及び施設の長)

第23条 ユニットにユニット長を置き、センターにセンター長（保健管理センターにあつては、所長。次項において同じ。）を置き、施設に施設長を置く。

2 ユニット長、センター長及び施設長は、理事又は教授をもって充てる。

[省略]

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

[省略]

(附属図書館長)

第22条 附属図書館に館長を置く。

2 館長は、学長が任命する理事又は教授をもって充てる。

(センター及び施設の長)

第23条 センターにセンター長（保健管理センターにあつては、所長。次項において同じ。）を置き、施設に施設長を置く。

2 センター長及び施設長は、理事又は教授をもって充てる。

[省略]